

令和7年度 地域活動費助成金のご案内

◆ 地域活動費助成金とは

多摩市自治連合会の会員が実施する事業に対して、その活動費の一部を助成するものです。

◆ 助成対象事業

事業区分		具体例
①	美化清掃・緑化活動に関する事業	地域の清掃活動、草刈り、ごみ拾い、緑化活動
②	交通安全に関する事業	交通安全に係るステッカー、チラシ、標識等の作成、設置等
③	防犯・防災に関する事業	防犯灯の設置、防災用具の購入、防災訓練・防犯パトロールの実施
④	文化・体育に関する事業	地域のお祭り、餅つき、運動会等の実施
⑤	広報活動に関する事業	団体の広報誌、会員名簿の作成及び掲示板の管理等
⑥	地域活動の学習等に関する事業	地域活動のための学習会又は講演会の開催
⑦	健康増進に関する事業	ウォーキング、ラジオ体操等の健康に係るイベントの開催
⑧	地域活動の環境整備に関する事業	団体で使用する備品等の買い替え、修理等及び物品の購入

◆ 助成の対象とならない事業

次の事業は、地域活動費助成金の対象となりません。

- (1) 単に物品を会員に配布する事業（日用品や食品などの戸別配布）
- (2) 飲食のみの事業（食事会、宴会）
- (3) 参加の機会が特定の住民に限定される事業（近所の方など一部の住民との交流会、遊戯会）
- (4) 東京都、多摩市などの他団体から補助金、助成金の交付を受ける事業

◆ 助成対象経費

事業区分	助成対象経費
①	清掃用具（箒、軍手、草刈機など）や草花の苗の購入費、参加者用の飲料水等の購入費
②	ステッカー、チラシ、標識等の作成、設置、配布等に要する経費
③	防犯灯の設置費、防災訓練に係る機材の購入費、防災用具の購入費
④	お祭り、餅つき、運動会等の機材購入費、ゲーム用具の購入費
⑤	広報誌等の作成、印刷、配布等に要する経費及び掲示板の管理経費
⑥	講師謝礼、資料作成費、映像機材等の購入費
⑦	ウォーキング又は体操に要する機具等の購入費
⑧	団体で使用する机や椅子などの備品の修理や買い替え、集会室等の照明器具や襖などの設備の修繕に要する経費、感染防止対策として使用する消毒液や非接触型体温計などの物品の購入費

※ 酒類に関する経費、交通費、駐車場代及び金券代は、助成金の対象となりません。

◆ 助成金額

会員の世帯数	助成金上限額
49世帯以下の団体	20,000円
50～99世帯の団体	22,000円
100～499世帯の団体	24,000円
500世帯以上の団体	26,000円

◆ 申請時期

募集回	申請期間	交付決定通知	請求書受付	助成金交付
第1回	6月～ 8月末日	9月上旬	9月中旬	9月下旬
第2回	9月～11月末日	12月上旬	12月中旬	12月下旬
第3回	12月～ 1月末日	2月上旬	2月中旬	2月下旬

《お願い》

申請は、年3回の募集回を設けておりますので、可能な限り、事業の実施が確定してからご申請ください。

◆ 手続の流れ

申請	上記の申請期間内に以下の書類を提出してください 【提出書類】 (1) 地域活動費助成金交付申請書(第1号様式) (2) 事業計画書・事業予算書(別添様式) (3) 当該年度の予算書の写し(自治会・管理組合の年間予算書)
----	--

《申請者⇒事務局》

審査 交付決定	自治連担当役員による申請書類の審査を行います。審査の結果、助成金の交付が決定した場合、交付決定通知書を送付します。 【送付書類】 (1) 地域活動費助成金交付決定通知書(第2号様式) (2) 地域活動費助成金交付請求書(第5号様式) (3) 地域活動費助成金事業実績報告書(第6号様式) (4) 事業報告書・事業決算書(別添様式)
------------	---

《事務局⇒申請者》

請求	交付決定を受けた助成金について、請求書を提出してください。 【提出書類】 ・地域活動費助成金交付請求書(第5号様式)
----	---

《申請者⇒事務局》

交付	請求書に基づき、口座振込により助成金を交付します。
----	----------------------------------

《事務局⇒申請者》

手続のオンライン化

オンラインでの手続を希望される場合は、以下の2次元バーコードまたは多摩市公式ホームページよりお申込みください。

【2次元バーコード】

(1) 助成金の申請



(2) 助成金の請求・実績報告



(3) 助成事業の変更・中止



【多摩市公式ホームページ掲載場所】

健康・福祉・コミュニティ
 > 市民活動・コミュニティ
 > 自治会・町会
 > 地域活動費助成金

実績報告	令和8年3月6日(金)までに以下の書類を提出してください。《申請者 ⇒ 事務局》 【提出書類】 (1) 地域活動費助成金事業実績報告書(第6号様式) (2) 事業報告書・事業決算書(別添様式) (3) 事業の様子を写した写真 (4) 領収書の写し < 以下の要件を全て満たしていること > <例> ・助成金で購入した備品を活用している写真 ・掲示板等の修理に係る事業を実施した場合は、修理前と修理後の写真 ・広報紙、チラシなどの印刷物を作成する事業を実施した場合は、当該印刷物の写真 ・宛名に「申請団体名(〇〇自治会・町会・管理組合)」が記載されていること。 ・領収した日付が令和7年4月1日から令和8年3月6日までの範囲内であること。 ・支出内容(品名・単価・数量)が記載されていること。支出内容の記載がない場合は、レシートや明細書など内訳が確認できるものを添付してください。 ・領収書の合計金額が助成金額を上回っていること。 <支払先から領収書が発行されない場合は、代用として以下のいずれかの書類を提出してください。> ① レシート ② インターネットで購入した際に送信される「支払完了メール」を印刷したもの ③ 銀行振込の際に発行される「銀行振込明細書」又は「振込受領書」 ※ ①～③の書類のうち、「品名・単価・数量」の内訳が記載されていない場合は、当該内訳が確認できる「お買い上げ明細書」、「請求書」又は「納品書」の写しも添付してください。
------	--

◆ 事業の変更又は中止をする場合

助成金の申請手続の進行状況に応じて、必要な手続が異なります。

① 申請書類を提出し、交付決定通知をまだ受けていない場合

➡申請の受付を取り下げるため、事務局（042-338-6892）までご連絡をお願いします。

② 既に交付決定通知を受けている場合

➡「地域活動費助成金に係る事業計画（変更・中止）承認申請書（第3号様式）」の提出が必要になります。

関係書類の様式をお送りするため、事務局（042-338-6892）までご連絡をお願いします。

なお、オンラインでの手続も可能です。P2の2次元バーコードより手続をお願いします。

《注意事項》

・事業の変更により助成金執行額が助成金交付額に満たない場合はその差額を、事業の中止をする場合は助成金交付額の全額を返還いただきます。

・助成金の返還は、口座振込によりお願いしております。その際の振込手数料は、団体のご負担となります。

◆ その他注意事項

① 助成金の交付は、1団体につき1年度内1事業に限ります。

② 複数の団体が合同で実施する事業は、団体ごとに申請してください。

③ 現金での受け取りを希望する場合は、事務局までお申し出ください。

④ 助成金交付額は、交付決定額が上限となります。事業の実施に当たり実際に要した費用（以下「事業実績額」という。）が交付決定額を上回った場合でも、差額の支給はしません。

⑤ 事業実績額が交付決定額を下回った場合は、差額を返還してください。

◆ よくある質問

(1) 事業の支出が助成金額に満たない場合は、申請できないの？

⇒ 申請できます。助成金額は、会員に対する助成の限度額として定めています。例えば、支出総額が1万円の事業についても、助成対象となります。

(2) 申請書に添付する書類の様式はあるの？

⇒ 「事業計画書・予算書」については、様式を定めていますのでそちらをご活用ください。

「当該年度の予算書の写し」については、様式を定めていないため、各団体で毎年作成される年間の予算書の写しをご提出ください。

(3) 申請書類はいつ配られるの？

⇒ 毎年6月の定期総会後に郵送で全会員にお届けしています。申請書、事業計画書・事業予算書の様式については、多摩市公式ホームページからダウンロードすることもできますので、ご活用ください。

また、オンライン手続も可能ですので、p2に記載の2次元バーコードまたは多摩市公式ホームページよりお申込みください。

【宛名ラベル】書類提出の際、以下の宛名ラベルを切り取って封筒に貼り付けるなど、ご活用ください。

〒206-8666

東京都多摩市関戸6丁目12番地1
多摩市役所 協創推進室内
多摩市自治連合会事務局 行

〒206-8666

東京都多摩市関戸6丁目12番地1
多摩市役所 協創推進室内
多摩市自治連合会事務局 行

〒206-8666

東京都多摩市関戸6丁目12番地1
多摩市役所 協創推進室内
多摩市自治連合会事務局 行

(4) 親睦会やお花見会は助成対象になるの？

⇒ 飲食のみの事業は助成対象外となります。ただし、飲食のほかに親睦事業（レクリエーション、交流イベント）や自治会活動（役員紹介、自治会事業の検討）などの取組が含まれる場合は、助成対象となります。親睦会等を助成事業として申請する場合は、事業計画書に親睦事業等の内容を明記するなど単なる食事会とらないよう注意してください。

(5) 防災用品の配布は助成対象になるの？

⇒ 物品の配布のみの事業は助成対象外となります。ただし、団体で備蓄する防災用品の購入や防災用品の使用方法等に関する説明会などの取組を含める場合は、地域の防犯・防災に関する事業として助成対象となります。

(6) マスクや除菌シートを購入し、加入世帯に配布する場合は、助成金の対象になるの？

⇒ 単に物品を会員に配布する事業は、助成対象外となります。ただし、物品を配布するだけでなく、例えば正しいマスクの着用方法や消毒液の活用方法などを啓発するチラシやポスターを作成し、団体内での感染防止対策を促すなど、ほかの取組と併せて行う場合は、助成対象になります。

(7) 年間を通じて複数の事業を実施する場合は全て助成対象になるの？

⇒ 助成金は、1団体につき1年度内1事業に限ります。ただし、それらが一連の事業であるとみなされる場合は、複数の事業も助成対象となります。例えば、美化清掃活動を年2回行う場合は、それらを1つの事業とみなして助成対象としますが、美化清掃と防災訓練など全く趣旨が異なる事業については、いずれか1つを助成対象として取り扱います。

(8) 交付決定額と事業実績額とに差額が生じた場合はどうするの？

⇒ 交付決定額が事業実績額を下回る場合は、その差額を返還する手続が必要になります。返還金が発生した場合の振込手数料は、団体の負担となりますのでご注意ください。なお、助成金の交付額は、交付決定額が上限となりますので、事業実績額が交付決定額を上回った場合でも、交付決定額を超えて助成金が交付されることはありません。

例 助成金上限額が26,000円、交付決定額が24,000円、事業実績額が20,000円の場合

→ 助成金交付額は、20,000円になります。交付決定額と事業実績額との差額（4,000円）については、返還いただきます。返還のために発生する振込手数料は、団体の負担となります。

例 助成金上限額が26,000円、交付決定額が24,000円、事業実績額が30,000円の場合

→ 助成金交付額は、24,000円になります。交付決定額と事業実績額との差額（6,000円）については、支給しません。また、助成金交付額は交付決定額が上限になるため、助成金上限額が26,000円であっても助成金交付額は24,000円となります。